

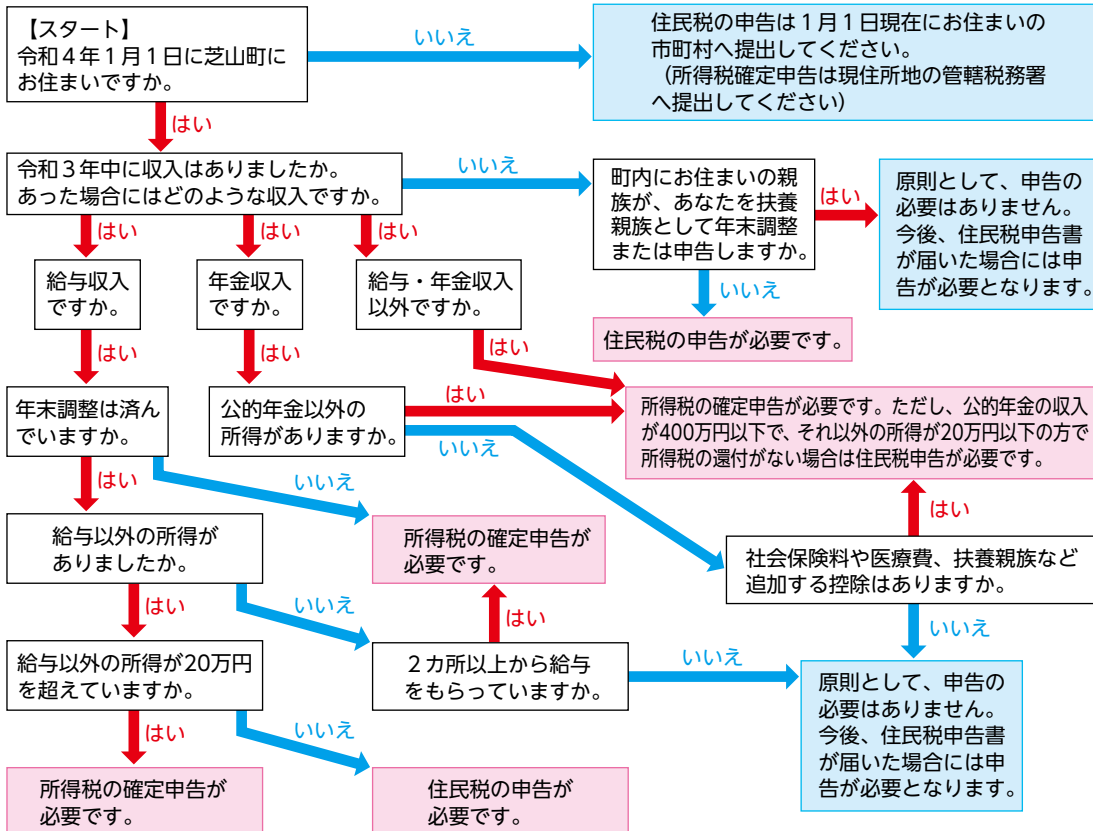
令和3年分の所得税確定申告書・住民税申告書

【提出期間】 2月16日(水)～3月15日(火)

確定申告

はお早めに

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？



■申告に必要なもの

共通	本人確認ができるもの (マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証など)
所得	給与・年金所得 源泉徴収票(原本)
	事業所得 (農業、営業、不動産) 収入や経費が分かる書類・帳簿 支払調書(不動産所得で発行されている場合)
	雑所得 (個人年金、シルバー) 保険会社から送付される個人年金支払調書または支払証明書、支払通知書 社会福祉協議会が発行する会員配分金支払証明書
	一時所得 保険会社から送付される一時所得の支払通知書
控除	医療費控除 セルフメディケーション税制の明細書、医療費控除の明細書 医療費通知書(医療費のお知らせ) おむつ証明書などの各種証明書
	社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書 国保税(料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書(他市区町村の場合)
	生命保険料控除 地震保険料控除 保険会社等が発行する控除証明書など
	寄附金控除 寄附先が発行する寄附金受領証明書など
	障害者控除 障害者手帳や障害者控除対象者認定書など
	勤労学生控除 在学証明書

問 所得税に関すること 東金税務署
☎0475・52・3121
町・県民税に関すること 町民税務課 課税係・収税係
☎77・3915・3916

役場で相談が受けられない確定申告

- ・事業などを開始して初めての申告
- ・配当所得の申告
- ・雑損控除（台風被害などの控除）の申告
- ・山林所得の申告
- ・贈与税、相続税、消費税の申告
- ・譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告

- ・青色申告（事業、不動産所得など）
 - ・過年度分の申告
 - ・準確定申告（亡くなった方の申告）
 - ・太陽光売電収入の申告
- ※役場の相談日程表については、広報しばやま令和4年1月号もしくは町ホームページをご確認ください。



(町ホームページ)

e-Tax申告を ご利用ください

新型コロナウイルス感染症防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください。

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。（所得税の申告書は、スマホやタブレット端末でも作成可能）

STEP 2 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP 3 e-Tax送信で提出

①マイナンバーカードを使って送信（マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ、またはICカードリーダーイタをご用意ください）

②IDとパスワードで送信（ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください）

申告書作成会場の開設

■会場 東金商工会館1階

（東金市東岩崎1-5）

■期間

2月7日(月)～3月15日(火)まで

（土日、祝日を除く）

■時間

【受付】午前8時30分～

午後4時まで

【相談】午前9時～

■注意事項など

- ・会場の混雑（3密）回避のために入場整理券を配布します。入場整理券の配布状況に応じて、受け付けを早く締め切る場合があります。
- ・入場整理券は、当日に会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。ぜひ、LINEによる事前発行をご利用ください。

- ・3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

- ・還付申告をされる方は、前記開設期間の前でも東金税務署にて相談を受け付けております。
- ・期間中、申告書作成会場および

び税務署の駐車場は、ご利用いただくことができません。可能な限り公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの際は、東金駅東口にある「マンスリータイムズ東金駅前第3駐車場」を無料でご利用いただくことができますが、台数に限りがありますのでご注意ください。

・身障者用駐車スペースをご利用の際は、申告書作成会場の職員または税務署の警備員にお声掛けください。

・申告書等の提出についても、前記申告書作成会場で受け付けております。

・申告書の「控用」に收受印が必要な場合は「提出用」と一緒に提出してください。

※後日「控用」に收受印を押印することはできませんのでご注意ください。

